

○文部科学省  
厚生労働省令第二号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行に伴い、及び公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第七条第二号に基づき、公認心理師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

文部科学大臣 林 芳正

厚生労働大臣 加藤 勝信

公認心理師法施行規則の一部を改正する省令

公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省令第三号）の一部を次の表のように改正する。  
厚生労働省

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

(文部科学省令・厚生労働省令で定める施設)

第五条 法第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設であつて、同条第一号に掲げる者と同等以上の第二条各号に掲げる科目に関する専門的な知識及び技能を修得させるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものとする。

一（十五）（略）

十六 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護療養型医療施設又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、介護医療院若しくは地域包括支援センター

十七（二十六）（略）

改 正 前

(文部科学省令・厚生労働省令で定める施設)

第五条 法第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設であつて、同条第一号に掲げる者と同等以上の第二条各号に掲げる科目に関する専門的な知識及び技能を修得させるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものとする。

一（十五）（略）

十六 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護療養型医療施設又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは地域包括支援センター

十七（二十六）（略）

附  
則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。